

県民向け

令和8年6月制度スタート
利用証申請は4月から受付開始

愛知県

あなたの移動を
もっとスムーズに!

パーキング・パーミット制度

障害のある方や難病の方、要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難であると認められる方に対して利用証を交付することで、対象駐車区画における不適切な駐車を抑制し、適正利用を図る制度です。

無期限の利用証

対象

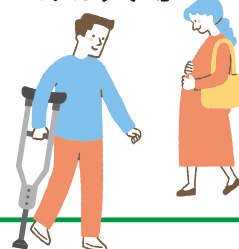
- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害者
- 難病患者
- 要介護者



有期限の利用証

対象

- 妊産婦
- けが人等



対象駐車区画を利用される方は、申請をお願いします

利用証の交付対象者や申請方法は、裏面をご覧ください。

利用できる駐車区画

対象駐車区画は右記の2種類です。幅の広い区画を必要としない方は、可能な限りプラスワン駐車区画のご利用にご協力ください。

利用証の掲示方法

車内のルームミラーにかけるなど、車外から見てわかりやすいように利用証を掲示してください。



対象駐車区画が必要な方のために、ご理解とご協力をお願いいたします

お問合せ先

愛知県パーキング・パーミット制度事務局

TEL / 052-990-6845

〒460-0003 名古屋市中区錦2-8-26 宮井名古屋ビル6階 TKP名古屋伏見ビジネスセンター6C
E-mail / aichi-pp@athuman.com

詳しくはWebへ!

【愛知県ウェブサイト】

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/aichi-parkingpermit.html>

愛知県パーキング・パーミット制度

検索



愛知県パーキング・パーミット制度



申請方法 令和8年4月1日から受付スタート

電子申請

- 申請先** 愛知県ウェブページより、あいち電子申請・届出システムを通じて申請してください。
- 添付するもの** 申請に必要な書類
(下記に示す、障害等の状況がわかる書類の写し)
- 郵送するもの** 返信用切手180円分
(利用証を郵送するためのもの)
⇒申請後、表面に記載の事務局宛てに郵送してください。



【愛知県ウェブページ】
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/aichi-parkingpermit.html>

郵送申請

- 申請先** 表面に記載の事務局宛てに郵送してください。
- 郵送するもの**
 - ① 交付申請書
 - ② 申請に必要な書類
(下記に示す、障害等の状況がわかる書類の写し)
 - ③ 返信用切手180円分
(利用証を郵送するためのもの)

利用証の交付対象者

区分		交付要件	申請に必要な書類	有効期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	無期限	
	聴覚障害	3級以上			
	平衡機能障害	5級以上			
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
		脳原性運動機能障害			上肢機能
	移動機能				6級以上
	心臓機能障害	4級以上			
	じん臓機能障害	4級以上			
	呼吸器機能障害	4級以上			
	ぼうこう又は直腸の機能障害	4級以上			
小腸機能障害	4級以上				
免疫機能障害	4級以上				
肝臓機能障害	4級以上				
知的障害者	療育手帳の障害の程度欄が「A」の者 (名古屋市にお住まいの方は 愛護手帳が「1・2度」の者)	療育手帳 (名古屋市にお住まいの方は愛護手帳)			
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の 障害区分が「1級」の者	精神障害者保健福祉手帳			
難病患者	特定医療費(指定難病)受給者、 特定疾患医療費受給者、 小児慢性特定疾病医療費受給者、 指定難病登録者証を取得した者等	特定医療費(指定難病)受給者証、 指定難病登録者証等			
要介護者	要介護状態区分が「要介護1～5」の者	介護保険被保険者証			
妊産婦	母子健康手帳を取得した者	母子健康手帳及び身分証明書	手帳取得時から 子が満2歳(単胎児)又は 満3歳(多胎児)に達する日まで		
けが人	けが等により一時的に移動の配慮が 必要な者	医師の診断書・意見書等及び身分証明書	必要と認める期間 (原則1年以内)		
その他	上記以外の歩行困難者で、医師の 診断書等で駐車場の利用に配慮が 必要と認められる者	車いすの常時使用等を必要とする者に あっては、その旨を証明する書類			